

省 令

○農林省令第三十四号

植物防疫法(昭和二十五年法律第一百五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和四十七年五月十八日

農林大臣 赤城 宗徳

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項第三号中「御前略」の下に、「豊橋」を、「刈田」の下に、「水俣」を加える。

附 則

この省令は、昭和四十七年六月一日から施行する。